

令和2年度

事業報告書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

I. 法人の概要

II. 事業の概要

III. 財務の概要

学校法人 精華学園

学校法人精華学園の令和2年度の事業概要をとりまとめましたので、ご報告致します。

## I. 法人の概要

### 1. 教育目標

本学は、自立・協調・創造を教育目標の三本柱に掲げ、自分の力でしっかりと行動できる人間、お互いの違いを尊重し相手を思いやり助け合える人間、確実な学力を身につけ柔軟な発想で新しいものを作ることができる人間の育成に全力で取り組んでいます。

### 2. 学校法人の沿革

大正15年(1926) 財団法人精華学園精華実践女学校設立  
昭和 4年(1929) 大阪市港区から阿倍野区に移転  
昭和18年(1943) 精華高等女学校と改称  
昭和19年(1944) 精華高等実業女学校と改称  
昭和23年(1948) 学制改革により精華技芸高等学校と改称  
昭和24年(1949) 学校法人精華学園精華女子高等学校と改称  
昭和58年(1983) 堺市中区辻之に泉北学舎を開校  
平成 8年(1996) 阿倍野学舎は泉北学舎に移転統合  
精華高等学校と改称  
平成10年(1998) 男子生徒募集開始し、男女共学校となる  
平成13年(2001) 前期・後期の2学期制を実施  
平成14年(2002) 精華学園フィールドセンター開設  
平成17年(2005) 第2研修館完成  
平成22年(2010) 西広場開設

### 3. 設置する学校

精華高等学校 普通科

所在地 〒599-8245 大阪府堺市中区辻之1517番地

### 4. 生徒数の状況

令和2年5月1日現在(単位:名)

学則定員数	現 員 数	摘 要
1080	748	

### 5. 役員の概要

令和2年5月1日現在

理事(定員6名、現員5名)

監事(定員2名、現員2名)

理事長(校長)正 川 昌 彦(常勤)

理 事 杉 本 弘 子(常勤)

理 事 二階堂 和 幸(常勤)

理 事 椋 木 邦 彦(常勤)

理 事 河 内 睦 明(非常勤)

監 事 阪 田 義 澄(非常勤)

監 事 祐 仙 道 保(非常勤)

## 6. 評議員の概要

令和2年5月1日現在

評議員(定員15名、現員12名)

二階堂和幸・森脇雅郎(左記2名は学校教職員)  
池内美智子・中西学美(左記2名は本校卒業生)  
正川昌彦・杉本弘子  
阪本孝志・山田哲也  
吉村博勝・池上祥博  
椋木邦彦・河内睦明

(左記8名は学識経験者)

## 7. 教職員の概要

令和2年5月1日現在

教員(教諭・嘱託・講師) 68名

職員(常勤・非常勤) 16名

## II. 事業の概要

### 1. 当年度の概要

当学校法人を取り巻く環境は、少子化や厳しい経済状況の中にあって、生徒募集活動に大きな影響を受けている。ホームページの内容の充実や教務・生徒指導・進路の三部門をはじめ学園あげでの取り組みを行ったが、令和2年度は、募集人員320名に対し、285名の入学生であった。

一方、令和2年度卒業生243名の進路状況については、大学・短大・専門学校への進学者は191名、就職者は33名、その他19名となった。

### 2. コース別教育の強化

1年生は特進選抜コースと特進共通コースの二つを設定し、前者は難関大学を目指して学ぶ3年間の一貫教育コースで実施し、後者については、2年生から生徒の希望により特進総合コース・IT総合コース・環境福祉コース・スポーツ健康コースの4コースから選択し、学習した。

### 3. 各コースの概要

#### (1) 特進選抜コース

3年間の授業はもちろんのこと大学進学講座を通じて、難関大学への現役合格を目標に、基礎から応用実践へとステップアップできるよう、質量ともに密度の高い授業を行い、模擬試験や漢検・英検に積極的に挑戦させる等実力アップに努めた。

#### (2) 特進総合コース

志望大学の現役合格を目標に、生徒一人ひとりが学習意欲を高め、学力向上に努め、早朝学習、進学講座など目標達成に向けさまざまな取り組みを行い、実力アップに努めた。

(3) IT総合コース

コンピュータ、インターネットの急速な普及に伴い「情報」に対する認識や国際社会に対する理解が以前にも増して求められるようになった。この要請に応えるのがIT総合コースです。コンピュータに関する基礎知識を幅広く身に付け、資格取得にも取り組み、社会に通用する実践的な力を育成することに努め、成果をあげることが出来た。

(4) 環境福祉コース

環境、福祉の2課題を関連したものととらえ、実習を行う予定であったが今年度は、あまりできなかった。

(5) スポーツ健康コース

スポーツを通じて「鍛える」「調べる」に加えて、周りを「支える」ことを実践させ、個性に合った進路が選択出来る生徒の育成に努めた。

4. 部活動の状況

部活動については、ほとんどの大会が中止となり、生徒たちは、できる時間帯で練習に励んでいたが残念なおもいをした。

また、特別強化(吹奏楽部)・強化クラブ(剣道部・硬式野球部・卓球部・サッカー部・演劇部)は部員数が増加し、活発に活動をしていた。

5. 入学特別優遇制度の実施

学力・人物ともに優秀な者や技能優秀な部活動推薦者、また保護者が本校卒業生、兄弟が同時に在学している入学生に対して奨学金等の優遇措置を講じ、入学者への支援を行った。

6. 経営力の強化

平成29年度入学生から授業料535,200円を40,800円値上げし、576,000円にし、財政の健全化と経営改善に努めている。

また、電力使用が自由化されたので、経費削減のため平成28年1月1日から新電力会社から供給している。

7. 施設等の管理と整備

学校施設は、建設後30年以上が経過し、老朽化しており、内壁・トイレ等の改修工事を年度計画ですすめていたが、今年度については、工事が出来なかった。

スクールバスの運行については、生徒の通学の利便性の一層の向上や部活動の支援等に努めた。

また広大なフィールドセンターの雑草等の処理については、引き続き(社)堺市人材シルバーセンターに委託し整備した。

8. その他

学校運営の活性化と円滑化を図るため保護者会や保護者会役員経験者との連携、同窓会の支援、更に学校後援会活動の応援等協力体制の強化に積極的に努めた。

また、地域社会との連携も重要であるので、各種団体の会合や催し物にも参加し、地域住民の信頼と協力を得られるように取り組んだ。

### Ⅲ. 財務の概要

#### 財務状況

令和2年度は、生徒数は昨年とくらべ、約50名の減少であった。

収入については、生徒数の減少により、昨年より収入減となる。

支出については、工事関係を次年度に変更し、人件費と教育研究経費の削減を行ったが、少し厳しい結果となった。

# 1. 財産目録

令和 3年 3月 31日

(単位 円)

科 目	部 門	摘 要	金 額
土地	高校		1,409,471,696
建物	高校		752,520,816
構築物	高校		3,117,538
教育研究用機器備品	高校		28,917,266
管理用機器備品	高校		1,844,955
図書	高校		45,163,209
車両	高校		6,253,501
退職給与引当特定資産	高校		87,292,285
減価償却引当特定資産	高校		50,000,000
電話加入権	高校		425,854
施設利用権	高校		201,011
長期前払金	高校		1,773,750
現金預金	高校		579,210,350
未収入金	高校		21,620,629
修学旅行費預り資産	高校		19,611,408
預け金	高校		14,470
前払金	高校		1,313,900
資 産 合 計			3,008,752,638

退職給与引当金	高校		87,292,285
長期未払金	高校		3,752,100
未払金	高校		40,029,824
前受金	高校		45,500,000
預り金	高校		10,158,574
修学旅行費預り金	高校		19,611,408
負 債 合 計			206,344,191
差 引 正 味 財 産			2,802,408,447

## 2. 貸借対照表

令和 3年 3月 31日

(単位 円)

	科 目	本年度末	前年度末	増 減
資産の部	固定資産	2,386,981,881	2,446,612,755	△ 59,630,874
	流動資産	621,770,757	579,247,452	42,523,305
	資産の部 合 計	3,008,752,638	3,025,860,207	△ 17,107,569
負債の部	固定負債	91,044,385	99,073,445	△ 8,029,060
	流動負債	115,299,806	111,590,592	3,709,214
	負債の部 合 計	206,344,191	210,664,037	△ 4,319,846
純資産の部	基本金	4,686,537,562	4,679,685,045	6,852,517
	繰越収支差額	△ 1,884,129,115	△ 1,864,488,875	△ 19,640,240
	純資産の部 合 計	2,802,408,447	2,815,196,170	△ 12,787,723
負債及び純資産の部 合 計		3,008,752,638	3,025,860,207	△ 17,107,569

(注記)

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 引当金の計上基準

##### 徴収不能引当金

授業料の徴収不能に備えるため、期末未収授業料等に対し、徴収不能実績率に基づく徴収不能見込額を計上している。

##### 退職給与引当金

期末要支給額329,271,874円から(公財)大阪府私学総連合会よりの交付金相当額を控除した金額の100%を計上している。

#### (2) その他の重要な会計方針

##### 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

修学旅行費預り資産及び修学旅行費預り金に係る収入と支出は総額により表示している。

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 2. 重要な会計方針の変更等   | な し             |
| 3. 減価償却額の累計額の合計額 | 2,383,875,216 円 |
| 4. 徴収不能引当金の合計額   | 125,868 円       |

5. 担保に供されている資産の種類及び額 なし
6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 6,253,500 円
7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策  
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。
8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リースは次のとおりである。

①平成21年4月1日以降に開始したリース取引

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	5,689,200円	4,739,240円
管理用機器備品	1,056,000円	809,600円
計	6,745,200円	5,548,840円

②平成21年3月31日以前に開始したリース取引

なし

### 3. 資金収支計算書

令和 2年 4月 1日

令和 3年 3月 31日

収 入 の 部			(単位 円)	
科 目	予 算	決 算	差 異	
学生生徒等納付金収入	344,190,000	344,193,465	△	3,465
手数料収入	16,345,000	16,349,400	△	4,400
寄付金収入	8,480,000	8,615,698	△	135,698
補助金収入	368,440,000	386,774,715	△	18,334,715
資産売却収入	0	0		0
付随事業・収益事業収入	5,200,000	5,231,800	△	31,800
受取利息・配当金収入	70,000	76,223	△	6,223
雑収入	19,674,000	19,207,771		466,229
借入金等収入	0	0		0
前受金収入	44,600,000	45,500,000	△	900,000
その他の収入	63,150,000	64,741,798	△	1,591,798
資金収入調整勘定	△ 63,650,000	△ 62,796,497	△	853,503
前年度繰越支払資金	538,416,726	538,416,726		
収入の部合計	1,344,915,726	1,366,311,099	△	21,395,373

支 出 の 部			(単位 円)	
科 目	予 算	決 算	差 異	
人件費支出	601,450,000	600,393,168		1,056,832
教育研究経費支出	94,910,000	92,118,691		2,791,309
管理経費支出	48,305,000	46,903,542		1,401,458
借入金等利息支出	0	0		0
借入金等返済支出	0	0		0
施設関係支出	700,000	644,600		55,400
設備関係支出	5,700,000	5,184,872		515,128
資産運用支出	18,506,000	19,621,032	△	1,115,032
その他の支出	61,050,000	60,903,618		146,382
〔予備費〕	5,000,000			5,000,000
資金支出調整勘定	△ 39,200,000	△ 38,668,774	△	531,226
翌年度繰越支払資金	548,494,726	579,210,350	△	30,715,624
支出の部合計	1,344,915,726	1,366,311,099	△	21,395,373

## 4. 事業活動収支計算書

令和 2年 4月 1日

令和 3年 3月 31日

(単位 円)

科 目		予 算	決 算	差 異		
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	344,190,000	344,193,465	△	3,465
		手数料	16,345,000	16,349,400	△	4,400
		寄付金	8,480,000	8,615,698	△	135,698
		経常費等補助金	368,440,000	386,721,715	△	18,281,715
		付随事業収入	5,200,000	5,231,800	△	31,800
		雑収入	2,150,000	1,682,854		467,146
		教育活動収入計 ①	744,805,000	762,794,932	△	17,989,932
	事業活動支出の部	人件費	579,170,000	577,340,591		1,829,409
		教育研究経費	145,910,000	143,348,282		2,561,718
		管理経費	56,005,000	54,588,952		1,416,048
		徴収不能額等	75,000	125,868	△	50,868
		教育活動支出計 ②	781,160,000	775,403,693		5,756,307
	教育活動収支差額		△ 36,355,000	△ 12,608,761	△	23,746,239
	科 目		予 算	決 算	差 異	
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	70,000	76,223	△	6,223
		その他の教育活動外収入	0	0		0
		教育活動外収入計 ③	70,000	76,223	△	6,223
	事業活動支出の部	借入金等利息	0	0		0
		その他の教育活動外支出	0	0		0
		教育活動外支出計 ④	0	0		0
	教育活動外収支差額		70,000	76,223	△	6,223
経常収支差額		△ 36,285,000	△ 12,532,538	△	23,752,462	

(単位 円)

科 目		予 算	決 算	差 異
特別収支	事業活動収入の部			
	資産売却差額	0	0	0
	その他の特別収入	0	53,000	△ 53,000
	特別収入計 ⑤	0	53,000	△ 53,000
	事業活動支出の部			
	資産処分差額	310,000	308,185	1,815
その他の特別支出	0	0	0	
特別支出計 ⑥	310,000	308,185	1,815	
特別収支差額	△ 310,000	△ 255,185	△ 54,815	
〔予備費〕 ⑦	5,000,000		5,000,000	
基本金組入前当年度収支差額	△ 41,595,000	△ 12,787,723	△ 28,807,277	
基本金組入額合計	△ 8,550,000	△ 6,852,517	△ 1,697,483	
当年度収支差額	△ 50,145,000	△ 19,640,240	△ 30,504,760	
前年度繰越収支差額	△ 1,864,488,875	△ 1,864,488,875	0	
基本金取崩額	0	0	0	
翌年度繰越収支差額	△ 1,914,633,875	△ 1,884,129,115	△ 30,504,760	

(参考)

事業活動収入計 (①+③+⑤)	744,875,000	762,924,155	△ 18,049,155
事業活動支出計 (②+④+⑥+⑦)	786,470,000	775,711,878	10,758,122

# 監 査 報 告 書

学校法人 精 華 学 園  
理事会 ・ 評議員会 御中

令和 3 年 5 月 12 日

監 事 祐 仙 道 保 印

監 事 川 西 孝 印

私達は、令和2年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

## 1. 監査概要の手続

### (1) 会計監査について

帳簿並びに関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続を用いて、計算書類の正確性を検討した。

### (2) 業務監査について

理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務報告を聴取し、関係書類閲覧等必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

## 2. 監査意見

(1) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録の数値は、当然会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財政状況を正しく示していると認める。

(2) 理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

令和3年度 理事（5名）・監事（2名）

役員	氏名
理事長	正川 昌彦
理事	正川 昌彦
理事	二階堂 和幸
理事	椋木 邦彦
理事	杉本 弘子
理事	河内 睦明
監事	祐仙 道保
監事	川西 孝

令和3年度 評議員（12名）

評議員	氏名
評議員	二階堂 和幸
評議員	森脇 雅郎
評議員	池内 美智子
評議員	中西 学美
評議員	阪本 孝志
評議員	吉村 博勝
評議員	池上 祥博
評議員	正川 昌彦
評議員	杉本 弘子
評議員	山田 哲也
評議員	椋木 邦彦
評議員	河内 睦明

## 学校法人精華学園の役員及び評議員の報酬等に関する規程

学校法人精華学園寄附行為に定める役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等については、次のとおりとする。

第1条 役員等の報酬等については、次表のとおりとする。

区 分	報 酬 等	備 考
理事長	月額 750,000円	常勤である場合
理事・校長	月額 550,000円	常勤職員の給与規程の適用を受ける者はいずれか多い方の額を支給する。
常勤理事	月額 250,000円	
非常勤理事 及び監事	日額 15,000円 交通費 3,000円	出席日ごとに支給する。但し、常勤職員に対しては、支給しない。
評議員	日額 10,000円 交通費 3,000円	

第2条 理事長、理事・校長及び常勤理事の通勤手当及び期末手当については、常勤職員の給与規程を準用して支給する。

2 理事長、理事・校長及び常勤理事の役職手当については、理事会で審議し、理事長が定める。

3 非常勤理事長については、別途定める。

第3条 役員等の退職金については、次表のとおり定める。

区分	退職金支給割合	備 考
役員	50,000円×在職年数	常勤職員の給与規程の適用を受ける者は、その規程によって支給する。又、職務に異動があった場合は、それぞれの期間で計算する。
評議員	30,000円×在職年数	

2 在職年数については、この規程の施行の前日までの期間は、算入しない。又、1年未満の端数がある時は、7か月以上は、1年として計算する。

3 第1項に規定する退職金の支給については、退職時に行う。

第4条 退職功労金について、特に必要な場合は、この規程施行前の期間も考慮して、理事会で審議し、理事長が定める。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月29日から施行する。

この規程は、平成21年12月9日から施行する。

別紙

報酬等に関する規程第2条第2項に定める理事長、理事・校長及び常勤理事の役職手当

区 分	役職手当(月額)	備 考
理 事 長	60,000円	権限と責任に見合う役職手当を支給する。
理 事・校 長	50,000円	従前から常勤職員の給与規程に基づき役職手当(50,000円)が支給されている。
常勤理事	15,000円	当該報酬規程が制定される以前には、常勤職員の給与規程に基づき一部役職手当が支給されていた例がある。

備 考

・平成24年3月14日理事会承認、平成24年度から施行

# 寄附行為

学校法人 精華学園

# 学校法人精華学園寄附行為

## 第一章 総 則

(名 称)

第一条 この法人は、学校法人精華学園と称する。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を大阪府堺市中区辻之1517番地に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目 的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 精華高等学校 全日制課程 普通科

## 第三章 役員及び理事会

(役 員)

第五条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 六人
- 二 監事 二人

2 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第六条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 校長
- 二 評議員のうちから評議員会において選任した者 二人
- 三 学識経験者のうち理事会において選任した者 三人

2 前項第一号及び第二号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第七条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）評議員又は役員  
の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第八条 役員（第六条第一項第一号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第九条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一をこえる者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第十条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分之三以上出席した理事会において、理事総数の四分之三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三 職務上の義務に著しく違反したとき。

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了。

二 辞任。

三 死亡。

四 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長職務)

第十一条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第十二条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第十三条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第十四条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第六号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第十五条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十二項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第十六条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第十七条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

- 3 利益相互取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

## 第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第十八条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、十五人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第十九条 第十七条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 三 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 四 寄附行為の変更
- 五 合併
- 六 目的たる事業の成功の不能による解散
- 七 寄附金品の募集に関する事項
- 八 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第二十一条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第二十二条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 二人
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、理事会において選任した者 二人
- 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 十一人

2 前項第一号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第二十三条 評議員の任期は、四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第二十四条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了。
- 二 辞任。
- 三 死亡。

## 第五章 資産及び会計

(資産)

第二十五条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十六条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第二十七条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第二十八条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第二十九条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第三十一条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十二条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第三十三条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十四条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為(以下この項において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、請求があった場合(役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(役員報酬)

第三十五条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第三十六条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十七条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

## 第六章 解散及び合併

(解散)

第三十八条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決
- 三 合併
- 四 破産
- 五 大阪府知事の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては大阪府知事の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては大阪府知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第三十九条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第四十条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て大阪府知事の認可を受けなければならない。

## 第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十一条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、大阪府知事に届け出なければならない。

## 第八章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第四十二条 この法人は、第三十四条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十三条 この法人の公告は、精華学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十四条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第四十五条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第四十六条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則 この寄附行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

平成八年四月一日から施行する。

附 則 この寄附行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

平成十一年四月一日から施行する。

附 則 この寄附行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

平成十七年四月一日から施行する。ただし、この寄附行為の施行の際、現に役員及び評議員である者の任期については、第八条第一項の規定及び第二十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の五年とする。

附 則 この寄附行為は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 この寄附行為は、大阪府教育長の認可の日から施行する。

平成二十九年五月二十二日から施行する。（第三十五条一部改正）

附 則 この寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。